

[事案 2022-125] 損害賠償請求

・令和5年5月30日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の対応が不十分であったことにより契約が失効したことを不服として、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年1月に契約した特定疾病保障定期保険について、保険料未納により令和4年3月に契約が失効したが、保険会社の対応が不十分であったために失効したことから、既払込保険料相当額を損害賠償し、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約が失効したのは、申立人からの保険料の支払いがなかったためである。
- (2) 当社は申立人に対し、自動的または契約者の求めに応じて払込取扱票を送付したり、保険料が未納になった際には保険料未入通知兼失効予告通知を送付しており、何ら過失はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約が失効した当時の状況等を把握するため、申立人ならびに募集人の上司および保全担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の対応が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。